

# 国土交通省独立行政法人評価委員会 第16回 海上災害防止センター分科会議事録

## 開 会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会第16回海上災害防止センター分科会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙中にもかかわらず御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議事進行につきましては、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 開 会 の 辞

○事務局 分科会の開会に当たりまして、海上保安庁警備救難部環境防災課長から御挨拶を申し上げます。

○環境防災課長 本日は、大変お忙しい中、天候も不順の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろから当庁、それから海上災害防止センターの業務に大変に御理解いただきまして御協力賜り、この場をおかりして改めてお礼を申し上げる次第でございます。

海上災害防止センターについて申し上げますと、先月、まだ1カ月もたっていない6月の末でございますが、千葉県市原市の某製油所から、アスファルト437キロリットルだったと思っておりますが、大量のアスファルトが流出いたしました。その一部である、約72キロリットルと伺っておりますが、海上に流出したわけでございます。当庁も対応に当たったのですけれども、センターにあっても迅速に防除活動に従事していただきました。誠にありがとうございました。

昨年の東日本大震災におきましても、御案内のとおり、千葉県市原市の製油所でのLP

Gタンク火災がございました。それからアスファルト、油流出事故への対応、さらには仙台塩釜港での油流出事故対応にも当たっていただいたわけでございます。こういった御対応によって、海上災害防止センターの必要性はもちろんのこと、これらの活動に対して国民からも大きな支持、評価が得られているのではないかと考えている次第でございます。

当分科会でございますが、今年度から、センターによる自己評価ですとか、委員の先生方にも大変お忙しい中、事前評定を行っていただいたわけでございます。タイトなスケジュールにもかかわらず御対応していただき誠にありがとうございました。本日は皆様からさらなる意見をちょうだいし、センターの平成23年度業務実績評価について最終的な取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

独立行政法人という形をとっておりますセンターでございますが、民間法人化するための関連法案を本国会に提出させていただいております。この法案が成立いたしますと、平成25年10月1日に、新たな一般財団法人が指定海上防災機関として指定される段取りになっております。したがって、来年度は、24年度の業務実績評価に加えて25年度上半期の業務実績評価、それから第三期中期目標期間の評価を行っていただくこととなり、分科会を2回開催させていただくこととなります。

本日は盛りだくさんの内容を御審議いただくこととなりますが、何とぞよろしく御願い申し上げます。ありがとうございます。

#### 委員紹介等

○事務局 本日の分科会ですが、現時点で委員7名全員に御出席をいただいております、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定めます定足数を満たしておりますことを、この場で御報告させていただきます。

また、本日は独立行政法人海上災害防止センターから、理事長、理事にも御出席をいただいております。

本日は、議題①平成23年度財務諸表及び業務実績報告について、議題②平成23年度業務実績評価について、議題③役員退職金に係る業績勘案率について、この3議題について御審議いただくこととなっております。

続きまして、本日の分科会の審議結果の取り扱いについて御説明いたします。本日の審議結果につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員長の同意が得られれば、本分科

会の議決をもって国土交通省の委員会の議決とすることとされておりますので、後日、改めまして委員長に御報告し、御了承を得ることとしております。

なお、本日の分科会での議事録につきましては、これまでと同様、議事概要、そして議事録を国土交通省のホームページで公表させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

続きまして、本日お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。

#### 資料確認

過不足等ないようですので、それでは議題に進ませてもらいたいと思っております。

分科会長、よろしくお願いいたします。

○分科会長 どうもありがとうございました。

本日は、委員の皆様にお忙しい中、全員お集まりをいただきまして本当にありがとうございます。また、事前の業務評価につきましても丁寧な対応をしていただきまして、感謝を申し上げます。本日は、熱心な中にも効率的な議論を展開していただきたいと考えております。専門の委員の皆様がそろっておられますので、実りある評価をしたいと考えております。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

#### 議 題

##### ①平成 23 年度財務諸表及び業務実績報告について

○分科会長 それでは、早速、議題の審議に入りたいと思っております。議題①の平成 23 年度財務諸表に関する意見聴取についてでございます。

まず、議論に入ります前に事務局から、本日の審議の進め方について若干の御提案があるということでございますので、説明をお願いいたします。

○事務局 本日の審議の進め方につきましては、議題①及び議題②を審議するに当たりまして、平成 23 年度財務諸表、平成 23 年度業務実績報告書の説明が必要となります。かなり重複する部分もありますので、センターの理事長のほうから一括して説明してもらいまして、その後、議題①、議題②と順次御審議いただければと考えております。

分科会長、いかがでしょうか。

○分科会長 ただいま御提案がありましたように、議題①並びに議題②を審議するに当たりまして、一括してセンターのほうから理事長の御説明を受けまして、その後、順次審議するという方法はいかがでしようかという御提案がございました。本分科会においては、従前からこのような方法をとってきております。また、審議を効率よく進めるためにも、ただいまの御提案を受け入れたいと思いますが、委員の皆様いかがでしようか。

それでは、まとめて御説明を受けたいと思います。理事長、御説明をよろしく願いいたします。

○センター 評価委員の皆様方には、平素から、当センターに対する事業について多大なる御理解及び御支援をいただきまして、この場を借りまして御礼申し上げます。それと業務実績報告及び財務諸表の説明に入る前に、御説明したい点がございます。

それは、先ほど環境防災課長のほうから御説明があったとおり、独立行政法人を民間法人に移行するという法律案を今上程しているという話でしたが、そういう暫定の中で業務運営を現在行っているところでございます。

もう一つは、独立行政法人の我々役員の任期が昨年9月末まででございまして、現在、一部の大臣任命の役員については一般公募という形をとっておりまして、私も一般公募を受けて再任しております。それと大臣任命のもう一人の常任監事が実は新任でございまして、民間人から常任監事が就任しているということでございます。そのほかの役員については再任されており、まずはその点の御報告をしておきたいと思います。

第三期中期計画については、御案内のとおり本年が第三期中期の初年度でございまして、平成23年4月から平成28年3月の5年間の計画であります。民間主体への移行に向けて法整備を可及的速やかに進めるという閣議決定の中で、第三期中期計画において新組織への移行を円滑に実施するため、安定かつ継続的な業務運営をやっていくということで、経営基盤の充実強化に配慮して、他方で支出にあつては費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図って効率的な業務運営に努め、今業務運営をやっております。

業務運営に係る運営費交付金は、御案内のとおり国費の投入の前提はありませんし、自立的な業務運営を計画的に進めていくことが当センターの立場でございまして、独法を解散して民間法人に移行したとしても、経営基盤が不安定になったり、36年間維持してきた業務の体制を劣化させることなく継続しなければいけないと考えており、この点に配慮した中期計画になっていると理解しております。

それでは、財務諸表及び業務実績報告をさせていただきますが、先に23年度の業務実績

を報告しまして、その後、その実績に伴う財務関係の説明をしたほうが御理解いただきやすいので、まず業務実績報告をした後に財務諸表等の数字を御説明したいと考えております。「平成 23 年度業務実績報告」につきましては、資料 2-1 と資料 2-2 になりますが、膨大な分量でございますので、できますれば、「平成 23 年度業務実績報告（ポイント）」の 4 枚ペーパーを席上配付していると思っておりますが、御確認いただきたいと思います。

この実績報告の 4 枚ペーパーのポイントについては、資料 2-2 を要約したものでございます。なお、業績実績報告（ポイント） 4 枚ペーパーの各セクションのタイトルの横に、括弧書きでページ数を書いております。そのページ数については、お手元に配付されている資料 2-2 のページ数に対応しておりますので、その都度御確認いただきたいと思います。このポイントペーパーはかなり整理されたものでございますので、このポイントペーパーだけでも御理解いただけると考えております。

それでは、「平成 23 年度業績実績報告（ポイント）」の 4 枚ペーパーに基づいて業務実績報告をしたいと思っております。

第 1 番目の業務運営の効率化に関する事項ということで、23 年度の計画では、(1) 組織運営の効率化の推進という項目で、鹿児島支所を廃止するというのが 1 つの目標でございます。これについては既に措置済みで、平成 23 年 5 月に廃止しております。これによりまして、海上災害防止センターが持っていた 4 つの全支所が廃止されたこととなります。

次に、(2) 業務運営の効率化の推進でございます。一般管理費を第二期中期目標期間中の最終年度、22 年度の一般管理費を 1%削減するというのが計画でございます。23 年度においては一般管理費を約 600 万削減しまして、パーセンテージに直しますと、11.5%削減した結果となります。その主な削減項目の内訳については、先ほど御説明しましたとおり、鹿児島支所の廃止に伴う支所の管理費削減が約 400 万、システムの保守管理の見直しで 200 万、約 600 万を削減して、パーセンテージでは 11.5%削減できたという結果となっております。

次に、給与水準でございます。これについては第三期中期計画中、要するに平成 27 年度の最終年度までに、対国家公務員指数 110 以下にするという計画でございます。23 年度については対国家公務員指数として 113.8、昨年度 22 年度で比べると 0.9 削減した結果となっております。これについては、給与水準を非常に急激に下げることが難しゅうございます。実は若手職員を採用する形で対応してきておりまして、急に 110 以下にするのは難しいですが、継続して努力していきたいと考えております。

そこに給与水準が高い背景について整理しておりますが、昨年度もこの点について御説明しましたので、割愛させていただきたいと思います。1つ言っておきたいのは、給与水準が高い背景の一番最後に、単身赴任者率が高いと書いています。これについては各支所を廃止したということで、その定員を横浜の本部事務所に移しておりますので、そういう関係もあると考えております。ちなみに精査したわけではありませんが、単身赴任率については、国家公務員よりもちょっと高いとも聞いております。

次に、人件費の項目です。これについては基準が平成17年度の人件費3億1000万の6%を削減というのが計画でございます。これについては平成18年に行革推進法でスタートした削減計画でございまして、当センターもそれに倣って削減しており、23年度については6年目で、年当たり1%ずつ削減する。6年目ですから6%削減するというのが23年度の計画でございまして、数値で申しますと約5700万削減しまして、17年度と比べて18.6%削減した結果になっております。

これにつきましては、その下に括弧書きで書いてありますとおり、平成22年度までに3500万ほど削減しておりまして、パーセンテージで11.5%が22年度までに削減済みでございます。新しいHNS事業については、人件費から削減してもよろしいということになっておりまして、それも含めると18.6%削減ということで、単純に計算すると18.6%で、昨年度までに11.5%削減していますから、23年度については7.1%削減したことになります。そこからHNS要員の人件費を引いていますから、精査してありませんが、平成23年度については4~5%削減した結果になると思います。目標がこういう形になっておりますので、平成17年度と比べると18.6%削減したという結果になっております。

次に、事業費でございます。目標については、5年間を累計した損益計算において、経常収支率100%以上にする。平成23年度の経常収支率106.1%、コスト削減により収益を上げていると考えております。

次に、随意契約見直し計画でございます。この計画については、平成22年6月に作成したものでございます。平成22年6月に作成したベースは、平成20年度の契約ベースを計画のベースにして見直し計画を立てております。したがって、平成20年度随意契約が46件ございました。それで平成23年度は22件まで削減いたしまして、目標が24件まで随意契約を削減する形になっておりまして、これも目標が達成したと考えております。

加えて、なお書きで書いてありますとおり、HNS事業の拡大、それと大震災による2号業務の増加により、新規随意契約が30件ほどふえております。したがって、現在の

ところ随意契約の総数については52件になっております。それと平成20年度一者応札・応募の23件を極力ゼロに近づけるという形で、平成23年度については2件が一者応札という形になっております。この契約については、海上保険契約の関係のみでございます。

なお、これらの契約について契約監視委員会に付議されて了解、点検を得ている点をつけ加えさせていただきます。

次に(3)の関係機関等の連携の強化については、目標は、各地域防災協議会との合同訓練、並びに海上防災講習会への参加という形でございます。これも例年通り、5つの地方の海上防災訓練に参加しました。それと地方からの要請に基づいて、各地域で20回の講演会で講師を派遣しております。なお、講師派遣については、大部分が昨年発生した東日本大震災を踏まえた危機管理に関する講習会、要は東日本大震災で海上災害防止センターが東京湾及び東北の仙台地区のほうで2号業務を受けましたが、そのときの対応、問題等をつまびらかに聞きたいという要請が多く、20回の講習会の大部分は当センターが行ったことに関するレクチャーをしてくれという講習会で行っていただきました。

2枚目に移ります。一番上に、関係機関との油及び有害物質の除去に関する協定と書いてありますが、実はHNS関係の新規の事業を開始しまして、センターと各地域と地方公共団体も含めまして、海上保安庁の出先も含んだ各協議会がございまして、そこそ防除支援に関する協定を結んだということで、平成23年度には四日市と徳山地区で協定を結びました。それ以前の平成21年度、平成20年度は大分、川崎、千葉、水島と、今のところ計6カ所と協定を結んで地域との連携を図っていかうという形で、現在業務を遂行しているところでございます。

2番目の国民サービスの質の向上に関する事項でございます。

(1) 海上防災措置業務が海上災害防止センターのメイン業務でございますが、通称「1号業務」、「2号業務」と称しております。1号業務については、海上保安庁長官からの指示に基づく油防除活動でございます。これについて平成23年度はございませんでした。

それから、船舶所有者等からの委託による油防除、これを「2号業務」と呼んでおりますが、平成23年度は2件実施しております。※印で2つほど書いてありますが、平成23年4月に仙台で油防除措置を実施しております。それと平成23年11月、瀬戸内海で、有害液体物質が流れたということで防除活動をしております。

なお、平成23年4月の油防除の2号業務については震災絡みの業務でございまして、平成23年3月11日に発災しました業務で、東京湾の千葉のほうで2号業務をやっております。

したところ、東北の方でも、油が流れているということで、千葉での2号業務をやりながら、あれは3月24日だったでしょうか、高速道路が緊急車両以外、それと食料とか燃料以外の車両については通行禁止になっておりまして、一般車両が解除されたのが私の記憶では3月24日だと思います。その通報を聞きまして、千葉での2号業務をやりながら、職員がセンターの所有するトラックにガソリンをジープ缶に積んで、寝袋を積んで、食料を積んで現地視察に行きました。どういう状況になっているかを見ないと業務を受けられないということで、大混乱している中、自給自足の体制をとって3月末には現地に入っております。千葉での業務に目処がつきつつある時点で、仙台で2号業務を受けてくれないかということで、同時並行的に業務を遂行しました。まだ余震が続く中での業務でございました。それと資機材の調達がなかなかできない。また、小型船舶等の手配が非常に苦しい中での業務でございました。

それともう一つは、仙台港湾の中に油が流れているということは、陸上で言うならば、がれき処理しないと何もできないという状態だと思います。まず油を処理しないと港湾を使うことができないということになるかと思えます。多分船は入れないでしょうし、岸壁にも着けない。最悪の場合は、油が浮いている中に船が入ると、船に詳しい方はわかると思いますが、冷却水が取れないんです。そうすると船のエンジンが止まるんです。冷却水の取り入れ口から油を吸ってしまう。したがって、油を処理しないと港を機能させることができない状況を私たちは重々承知しておりますから、非常に困難な中、業務を遂行したということを申し添えておきたいと思えます。

次に、②のHNS防除体制の充実強化については、HNSの事故対応要員の訓練実施を、昨年引き続きまして、契約防災事業者の28名を横須賀の訓練所において行いました。そのほか、横須賀ではなくて、横浜の事務所に契防者31名に招集をかけまして、IMO等が推奨している事故対応指揮運用システム（ICS）に準拠した訓練を実施しております。

簡単に言いますと、ICSという訓練は、指揮系統の異なる団体が集まって、それぞれが保有する資機材、要するに共有の資機材を1カ所に集めて、1つのルールでどうやって異なった組織を動かしていくかという訓練でございまして、異なるヒト、モノをどういふふう効率的に使っていくかという訓練で、これから非常に役立つ訓練だと当センターは考えておりまして、これを進めていくべきであると考えております。

加えて、中国においても韓国においても、HNS事業をどう展開するかということで、先行している日本のノウハウを知りたいということで、中国なり韓国のほうから講師の派



遣要請がございまして、これにも職員を派遣していることを申し添えておきたいと思いません。

次に、HNS資機材の整備でございます。これについては耐火性オイルフェンスを導入しました。それと海岸清掃用のビーチクリーナー等を導入しました。これについては、メキシコ湾でBPの海底油田から原油が出たということで、実はアメリカ政府のほうから視察プログラムがありまして、プロが来てくれと、プロが来るなら視察に応じるというプログラムがございまして、当センターの職員、海上保安庁の職員も一緒に参りまして、そこで目の当たりにしたのが、先ほど申しました耐火性オイルフェンスです。

それは、洋上焼却処分。日本ではやったことがございませぬ。その洋上焼却処分をやるための耐火性オイルフェンスを目の当たりにしまして、多分日本では初めてだと思います。耐火性オイルフェンスを海上災害防止センターは2セット導入いたしました。これについても申し添えておきたいと思いません。

それから、資機材倉庫の整備。訓練所の倉庫の中に、訓練所の資機材ではなくて、防災部の資機材を預かってもらっておりましたが、やはり専用の倉庫が要るということで、資機材の倉庫を訓練所のほうに設置しました。

次に、HNS防除に関するサービス提供ということで、HNSタンカーに対する防除資機材及び要員配備の証明書を発行しております。23年度においては1946件、22年度が2061件、若干5%ほど減っていますが、順調にHNSタンカーに対するサービスは定着してきていると考えております。

次に、石油コンビナート地区の海上防災サービス、通称MDS Sと呼んでおりますが、これについては臨海部、陸上部の石油石化企業に対する海上防災のサービス事業を本格的に平成20年度から実施しております。順調に伸びておりまして、平成23年度においては加入企業数163社と契約しております。22年度と比べて24社増加しております。特定海域、いわゆる東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海を中心にして事業を展開しておりますが、ある企業の方から、非常によく機能する契約だと評価いただきまして、順調に伸びているのかなと考えております。

それから、最近、一般海域、先ほど申しました東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海以外の海域である鹿島地区、和歌山地区、若松地区、沖縄のほうでも、MDS S契約を結んでいる実績がございまして、最終的には205社まで契約しようという目標を立てておりまして、その目標は多分数年の後には達成するのではないかと考えております。

3枚目に移ります。(2)の機材業務。機材業務については例年どおりでございまして、資機材の維持管理と資機材の運用訓練を実施したということでございます。排出油防除資機材は33カ所に保管基地がございまして、油回収装置は10カ所に保管基地がございまして、

東日本の太平洋側に被害があったのは周知のとおりですけれども、海上災害防止センターも、東日本の太平洋側に油の防除資機材の保管基地が5カ所ございまして、具体的には北から、むつ小川原、久慈、仙台、小名浜、鹿島の5カ所がございまして、3月11日当時非常に心配したんですけれども、5カ所全部やられたかなと思ったんですけれども、落ち着いて連絡を取ってみますと、結果的には久慈と仙台と鹿島の防除資機材の保管基地が、全部または一部やられているということでございまして、その中、仙台と鹿島は日常的に油タンカーが入るということで、早急に復旧しました。

久慈がまだ復旧していないのですが、久慈においては、石油の国家備蓄の受け入れのために資機材基地を置いていまして、久慈の国家備蓄基地がまだ復旧していない、油の出入りが海上からないということで、油の出入りが再開するというめどが立てば、早急に保管基地の再立ち上げをしなければいけないと考えております。そういう意味で、久慈基地につきましては資機材の点検及び訓練はやらなかったということでございます。次に、海上防災訓練業務でございまして、これについても例年通り、法定コースの標準コース、消防実習コースを計画どおり実施いたしました。標準コースについては10回、消防実習コースについては8回、それ以外の委託コースの実施についても、計画しましたとおり合計で58回、延べ人数として、法定コースを含めて1812名の研修訓練を実施したということでございます。平成22年度は1961名で若干減っていますが、これも東日本大震災の関係で、キャンセルなりコースが減ったところもございまして、200名ほど例年よりも減っております。

それから、調査研究業務でございまして、流出油拡散予測シミュレーションの精度検証業務、LNG基地の防災に関する調査研究、それと苫小牧でのLNGタンカーのシップ・トゥ・シップといいますか、移送計画に対する防災対策の調査研究の3件受理しております。

研究成果報告につきましては、日本財団助成事業に係る調査研究については、財団のホームページで研究成果を発表してございまして、それについてもアクセス件数がかなりの件数に上っていると聞いております。

次に、国際協力推進業務でございまして、国際協力業務の推進ということで、アジア海上保安初級幹部研修、これは海上保安協会からの委託でございまして、それとJICAの集団

研修ということで1回。インドネシア、マレーシア、フィリピン等5カ国のコースを受けて、計18名を研修しております。

予算・収支計画及び資金計画でございます。冒頭説明したとおり、自己収入の確保ということで、平成23年度については総利益1.5億、経常収支率は106.1%となっております。

なお、財務諸表の説明につきましては、私の説明が終わりましてから、総務担当理事から説明させていただきたいと思っております。なお、監査法人から平成24年6月15日に監査済みの結果を得ております。

次に4番目、5番目でございますが、短期借入金、財産の譲渡及び担保について23年度はございません。

それから、剰余金の使途でございます。これも昨年同様でございます。そこに書いてありますとおり、防災措置勘定の利益剰余金5.6億を含む30億は、積立金として処理させていただいております。そのうち21.6億は、独法になる前、認可法人時代に積み上げたものでございまして、独法になってからプラスアルファされた部分もございます。この資金については、各業務の運転資金並びに欠損が生じた場合の補填、それと最近、訓練所の資機材なり緊急修理が入っております。そういう緊急修理の費用にも充てさせていただいております。

7番目のその他でございます。施設設備に関する計画についても、横須賀訓練所の屋上の防水工事、資機材倉庫の新設を予定どおり実施しております。それと訓練船2隻上架修理を計画しております。訓練船「ひので」については上架修理を実施しております。訓練船「ホエール」については、船体がきれいで状態が良好だということで、上架せずに継続して使用しております。

それから、人事に関する計画でございます。新人につきましては、研修訓練も例年どおり実施しております。なお、括弧書きで書いてありますとおり、平成23年度については海上保安庁から2名現役出向、財務省から1名現役出向、民間から4名、計7名が出向者でございます。なお、括弧書きで書いてありますとおり、平成24年4月現在では、国からの職員の出向者は海上保安庁から1名のみで、財務省は引き揚げております。

それから、HNSに関する業務の防災要員を1名増員しております。今まで職員数は29名だったんですが、職員数が30名になっております。これがHNSの関係で、先ほど人件費のところの説明しましたのがこの1名でございます。

なお、当面の人事計画ですけれども、冒頭説明しましたとおり、独法を解散すれば国が

らの現役出向が困難となるということで、当面はこれに対応した人事計画を立てておりまして、過渡的な対応だと思っておりますが、業務能力が維持できるように中途採用の形で人材を採用しているところでございます。加えて、後継者を確保するというところで、新卒者の新人採用にも踏み切っているところでございます。

(3) 保有資産の管理運用でございます。実物資産は、先ほど説明しましたとおり、訓練施設、消防船、資機材等は全て有効に活用している。久慈の保管基地の資機材につきましては、久慈の国備が再開すれば、早急に補填するという計画でございます。

それから、金融資産につきましては、基金として防災基金、訓練・調査研究・運営基金で11億及び14.7億でございます。これについては大部分は地方債で運用しております。それと設備投資等資金ということで、基金以外の金融資産が23.1億でございます。大規模な修繕計画なり緊急修理があれば、それに補填する形で運用しております。

(4) の内部統制につきましては、内部監査のほうで監事のほうからリスク評価を中心に昨年度から実施しておりまして、23年度については防災部のリスクの評価をしております。一昨年が訓練所だったので、順次やっっていこうと考えております。

それから、東日本大震災を踏まえた業務継続計画を24年6月に策定しました。23年度については、その前準備を行ったところでございます。当センターの基本理念及び、基本理念を実現するために必要な行動指針を定めておりまして、それに対する計画に障害があった場合、どのように事業を継続していくかというリスク評価を含めた形で内部統制を実施していきたいと考えております。

なおかつ、当センターが役割を負っているものは、油災害が起こったとき業務に支障が起きないような形で、継続できるような体制をとっておかなければいけないというのが一つございます。それともう一つは、タンカー等が港に入るとき、証明書の発行ができなければ違法状態で港に入る形になりますから、当センターが機能障害を起こしたとしても、これを継続していくことが社会的な役割ではないかということで、そういうリスクを含んだリスク評価を中心に内部統制をやっております。

(5) 積立金の使途でございます。使途が限定された目的積立金ではなくて、運転資金、欠損の補填、緊急修理に備えるための積立金として整理して運用しているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○分科会長 理事長、どうもありがとうございます。

では、財務諸表の説明をお願いいたします。

○センター 平成 23 年度の財務諸表の概要について御説明いたします。資料 2-1 がございまして、資料 2-1 の本体は業務実績報告書がありまして、その後ろに別にまた資料が資料編としてついておりますが、そちらの資料を使って御説明したいと思います。

まず、利益の経年比較でございますが、平成 23 年度については、全勘定黒字を計上しております。センター全体の総利益が 1 億 4600 万円となっております。前年度に比べまして 7100 万円の増益でございます。その理由でございますが、機材業務勘定、22 年度に赤字 4900 万円が、23 年度に黒字の 3600 万円となっておりますので、8500 万円ほど増えており、これが増益の主な理由でございます。

次に、各勘定の貸借対照表、損益計算書の御説明に移りたいと思います。

まず、防災措置業務勘定でございますが、右側の損益計算書からごらんください。当期利益 1400 万円を計上しております。前年度に比べまして 700 万円減少しております。これは経常収益の受取利息等というのがございますが、ここの 3100 万円に含まれる還付消費税等が前年度に比べて 1200 万円増加したこと。それから、過年度消費税等戻入 1000 万円が発生したこと。それから、前年度に計上されていた繰延税金資産の取り崩しに係る法人税等調整額 600 万円がございましたが、これがゼロとなったということで、プラス要因がありましたけれども、受託業務収入が 8500 万円となっておりますが、これが前年度に比べて 4200 万円減少したということで、プラス要因はあったけれども、受託業務収入の減少が大きかったということで、こういう結果になっておるといってございまして。

続きまして、貸借対照表でございます。利益剰余金 5 億 5900 万円となっておりますが、これは 23 年度の利益の 1400 万円が上乗せされております。総資産は 23 億 400 万円で、前年度に比べて 1 億 5700 万円の減でございます。これは前年度に計上しました海上災害セーフティーサービス、いわゆる MD S S 契約に基づく流出油防除措置等に係る売掛金が前年度は 2 億 1700 万円あったんですが、これがゼロになったことによるものでございます。

続きまして、機材業務勘定でございます。損益計算書をごらんください。当期利益 3600 万円を計上しております。前年度と比べ 8500 万円増加しております。その理由としては、右側の証明書発行料収入が 2 億 9100 万円となっておりますが、これが前年に比べて 2800 万円増加したこと。それから、業務費 2 億 200 万円に含まれている機材購入費が前年度比 2200 万円減少したこと。それから、法人税等 400 万円となっておりますが、この中に含まれている過年度法人税等が前年度に比べて 2500 万円減少したこと。それから、前年度に計

上されていた繰延税金資産の取り崩しに係る法人税等調整額 1400 万円がゼロになったということ等によるものでございます。

続きまして、貸借対照表でございます。利益剰余金 2 億 9600 万円となっておりますが、23 年度の利益 3600 万円が上乗せされております。総資産は 4 億 7100 万円で、前年度に比べて 2600 万円の増でございます。これはオイルフェンス等の機材の更新時期が到来して、今後機材費が増加する見込みであることから、現預金のショートを防ぐために、投資有価証券として保有しておりました地方債 1 億円を満期まで持つ予定だったんですけれども、これを途中で売却したこと。それから、それによる売却代金を含めて現預金が 2 億 1900 万円となっておりますが、前年度に比べ 1 億 3700 万円増加したこと等によるものでございます。

次に消防船業務勘定でございます。右側の損益計算書の左下、当期利益 4900 万円を計上しております。これは前年度に比べて 500 万円の増益となっております。これは左側の業務費 3 億 200 万円に含まれる定期用船料が前年度に比べて 800 万円減少したこと等によるものでございます。

続きまして、貸借対照表でございます。利益剰余金 8 億 100 万円となっておりますが、23 年度の利益 4900 万円が上乗せされております。総資産は 9 億 4800 万円で、前年度末に比べて 2400 万円の増でございます。これは減価償却によりまして船舶等の有形固定資産の資産価値が 4200 万円減少しましたがけれども、現預金と投資その他の資産の欄に含まれる長期性預金の合計額が 7100 万円増加したこと等によるものでございます。

続きまして、訓練業務勘定でございます。損益計算書、当期利益 2700 万円を計上しております。これは前年度に比べ、微増となっております。東日本大震災の影響による受講者数の減少に伴って、右側の受講者負担金収入が 2 億 2100 万円と、前年度に比べて 2700 万円減少しましたがけれども、業務費 1 億 7400 万円ということで、費用のほうも 2400 万円減少しまして、前年度並みの利益を確保することができたということでございます。

続きまして、貸借対照表でございます。利益剰余金が 10 億 1700 万円ということで、23 年度の利益 2700 万円が上乗せされております。総資産は 23 億 6800 万円で、前年度末に比べて 1000 万円の減でございます。これは減価償却により機械装置等の有形固定資産の資産価値が 2800 万円減少したこと等によるものでございます。

続きまして、調査研究業務勘定でございます。損益計算書は、当期利益 2100 万円を計上しております。これは前年度に比べて 1200 万円減少しております。これは受託業務収入が 8100

万円となっておりますが、前年度に比べて 1300 万円減少したこと等によるものでございます。

続きまして、貸借対照表でございます。利益剰余金が 3 億 2300 万円となっております、23 年度の利益 2100 万円が上乗せされております。総資産は 8 億 5200 万円で、前年度末に比べて 2200 万円増加しております。これは 1 年以内に満期となる有価証券が前年度末に比べて 4900 万円増加していること、それから、投資その他の資産にございます投資有価証券が前年度末に比べて 3000 万円減少したこと等によるものでございます。

以上が財務諸表の概要でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。センター業務全体について御説明をいただきました。

それでは、議題①の平成 23 年度財務諸表について審議に入りたいと思います。ただいまの説明につきまして、皆様から御意見を承りたいと思います。

センター全体に関しましては、防災に関する社会の要請は非常に高まっておりまして、社会の要請のスピードに合わず、あるいはそれを先取りされてソフトのインフラ、ハードのインフラを構築されており、それをベースにして民営化に着実に進んでおられる、そういう全般的な印象を受けております。今議題になりましたのは財務諸表のところでございますが、これはお金の面で全体が健全であるかどうかを見るところでございます。委員の皆様からの御意見、御質問はいかがでしょうか。

○委員 機材業務勘定のところで証明書発行料収入についてお尋ねしたいんですが、ここでは証明書発行料収入が前年度比 2800 万円増加したと書かれています。その前の業務実績のところ、HNS 防除に関するサービス提供というところで証明書発行が減ったというのがあって、違うものなのですね。

○センター 別なものです。HNS と機材の証明書は全く別ものでございます。

○委員 機材業務の証明書というのは、機材のどういう証明書。証明書の発行というものの意味を教えてください。

○センター タンカーが港に入港する場合に、オイルフェンスとか資材を自ら持ってなければいけないという決まりがありまして、そのかわりに海上災害防止センターのほうが持っていて、それを使いますよという証明書を発行するということです。

○委員 ずっと航海している間は必要がないので、港に入るときだけお貸しするみたいな話ですか。

- センター お貸しというか、事故があればそれを使っていいですよということです。
- 委員 それがHNS防除。
- センター HNSとは全く別です。
- 委員 これは機材業務のほうで、HNSのほうも同じような趣旨なんだけれども、やっていることは違うということですね。同じ証明書だけれども。
- センター 油タンカーの証明書が機材業務の証明書なんです。HNSのほうは有害液体物質で重油などの黒ものの油ではないんです。
- 委員 業務としてその証明書を発行するという意味は同じなんですね。何かあったときにちゃんとこちらでやりますという。
- センター 防除資機材を提供するのは一緒です。しかし、HNSのほうは有害危険物質です。有害なガスが発生するし、引火性が高いということで、資機材だけでなく、要員も確保しなさいと言われてるんです。人も確保するのがHNS証明書です。
- 委員 そのサービスを提供しますよということですね。
- センター はい。
- 委員 そうしたらこれが増減することの背景は。
- センター タンカーの出入りが少なくなったら減ります。多くなれば増えます。
- 委員 こちらでコントロールできないということですね。
- 分科会長 入港のときにその都度申請するというように受けとめればいいですね。
- センター はい。船というのは出入りするときに一番危険なんです。洋上に出たら走るだけと言ったら語弊がありますが、危険が薄くなります。出入港のとき危険なんです。船舶交通が過密になったり、見合い関係が複雑になったりするの出入港のときですから。
- 分科会長 アウトソースですね。船にそういうものを積むことなしに、センターにお願いしますよということですね。
- センター 要するに代行しているということです。船がやらなければいけないことを、代行しますよという証明書です。
- 委員 その契約をふやすために努力する余地というのはなくて。
- センター ありません。でも、エネルギー関係ですからゼロにはなりません。
- 委員 例えば関係ない話になるかもしれませんが、自然エネルギーという話になると、だんだん数が減ってくるみたいな話になるということですね。
- わかりました。ありがとうございました。



○分科会長 タンカーの入港隻数に比例するような形になるんですね。

○センター はい。

○分科会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

よろしいですか。特にございませんか。

それでは、平成 23 年度の財務諸表につきましては、当分科会といたしましては、「意見なし」ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩をはさみまして、議題②のほうに入りたいと思います。

議題②以降につきましては、申しわけございませんが法人の関係者の方は御退席をいただきたいと存じますが、ただし、私どもの議論の途中で何か御説明いただくこともあるかと思ひます。その際には御対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、約 10 分間の休憩とさせていただきたいと思ひます。現在午後 3 時 20 分ですので、午後 3 時 30 分から再開させていただきたいと思ひます。

[暫時休憩]

○事務局 それでは、会議を再開したいと思ひます。

分科会長、よろしくお願ひします。

## ②平成 23 年度業務実績評価について

○分科会長 次の議題でございますが、平成 23 年度の業務実績評価でございます。

先ほど、平成 23 年度の実績評価で、事前に評価していただきました各委員の皆様の見解を取りまとめていただいております。それをごらんいただければ一目でわかるわけであります。先日、事務局のほうから平成 23 年度のセンターの自己評価調書を送付しまして、事前の評価及び意見聴取をさせていただいたものでございます。これらをもとに「分科会長試案」を作成しました。先ほど机上配付していただいたものもございませうが、この試案をたたき台として委員の皆様からさらなる意見をちょうだいしまして、最終的に分科会としての評価を本日取りまとめたいと考えております。よろしゅうございませうか。

どうもありがとうございます。

それでは、評価基準など評価に関する全般的な説明を事務局のほうからお願ひいたしま

す。

○事務局 それでは、平成 23 年度業務実績評価のポイントについて御説明したいと思いません。

まず、参考 2 の資料をごらんください。「平成 23 年度業務実績評価の具体的取り組みについて」というものがございます。これは政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会という総務省所管の審議会から示されたものでございます。

この審議会は、各省における独立行政法人の評価委員会が行った評価について二次評価を行う機関ですが、二次評価を行う上での留意点がここに示されているものです。この留意点については、参考 1 の資料「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」というものがございますが、この中から特に留意すべき事項として示されているものでございます。

参考 2 に戻りますが、第 1 として「基本的な視点」が、第 2 に「個別的な視点」、「政府方針等」、「保有資産の管理・運用等」、「内部統制」、「業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」についてとなっております。それぞれ、さらに細かくいろいろと項目が立ってございますが、センターへの対象とならないものも含まれてございます。

次に参考 3 の資料ですが、これは国土交通省の独立行政法人評価委員会が示している基本方針でございます。昨年度からの変更はございませんが、おさらいをしますと、年度評価については「業務運営評価」と「総合評価」で構成されているものでございます。

業務運営評価は、年度業務実績報告の項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行うこととされております。段階数は、S S から C の 5 段階となっております。

次に総合評価ですが、総合評価は記述による業務全体の評価、そして総合評価として業務運営評価により算出された段階的評価の評価及び記述による業務全体に対する評価を踏まえて総合的な評価を行うものでございます。この評価については、先ほどの業務運営評価と同様に、S S から C の 5 段階となっております。

そして、最後のポイントですが、参考 4 の資料をごらんください。昨年度からの変更点はございませんが、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の判断基準に係る指針について書かれております。評価の判断基準についての考え方として、順調に「着実に」実績を上げている場合は A、それを超えて目覚ましく業務を実施し、「優れた」実績を上げた場合には S 評価とするなど、そういったことがここに書かれておりま

す。こういうことを踏まえて、本日評価していただくこととなります。

事務局からは、業務実績評価のポイントに関しまして以上でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議のほうに入りたいと思います。資料3に「分科会長試案」というのがございますが、これをもとに進めてまいりたいと思います。

そこで、審議をできるだけ効率よく進めたいと思っておりますので、項目ごとに1つずつ説明、評価を繰り返すのではなくて、区切りのよいところまで一度に1つのグループとして説明していただきます。その後、委員の皆様にもまとめて評価していただく方法をとりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、そういう方法でやりたいと思います。

では、これに従いまして、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、その区切りについてまず御説明します。

「分科会長試案」ということで、例年、これまで事前評定というものを行っておりませんでした。その結果に関しては、この試案の評定結果という大きなローマ字は一応試案ということですが、その下に小さい数字で「A×7人」とか「A×6人」、「S×1人」とあるのは、事前評定を行った結果を分布として示しているものでございます。

それでは、区切りにつきまして、1つ目として1ページ目の「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」というところを1つの区切りとしたいと思います。2つ目は7ページ、「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」というところを2つ目の区切りにしたいと思います。そして最後は、「3. から7.」までありますが、これを最後の区切りとしたいと思います。

それでは、1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置から御説明したいと思います。

(1) 組織運営の効率化の推進でございます。計画としては、平成23年度に鹿児島支所を廃止する一方、新組織の移行に向けてHNS事業に係る定員を増やすということでございました。結果として23年5月、鹿児島支所を廃止する一方、HNS防除体制の充実強化のため、同支所の定員を1名を防災部に振り替えており、効率的な運営を着実に進めているとの委員全員の評価もいただいているので、A評価としております。

次に、(2) 業務運営の効率化の推進でございます。①一般管理費については、第二中期

目標期間の最終年度（平成 22 年度）比で 1 %に相当する額を削減するというものでございました。結果として、鹿児島支所の廃止等により、平成 23 年度の管理費を 4610 万 8000 円とし、平成 22 年度の一般管理費 5212 万円に対して、601 万 2000 円、11.5%に相当する額の削減を行っております。計画は 1 %削減としており、これを非常に大きく上回っておりますが、業務運営効率化による鹿児島支所の廃止によるところが大きな要因でございます。そういう意味で着実な成果であったととらえまして、A という評価が多数を占めていますので、A 評価としております。

②の給与水準についてです。これまでの項目の総人件費に加えまして、給与水準の項目も掲げられております。これは独立行政法人の事務、事業の見直しの基本方針、平成 22 年 12 月 7 日閣議決定において、給与水準について評価委員会による評価においてチェックを行うとされていることにより、1 項目設けてございます。

それでは、給与水準に関して御説明します。センターの業務については、皆様御承知のとおり高度な専門知識と経験を要します。また、センターは、民間法人への移行に備えて、国からの出向者を段階的に減員する一方、事業の確実な実施のため即戦力を中途採用しております。そういった職員に関しては、船舶職員の経験者であるとか海上防災関連業務の経験者に限定されますので、しかるべき給与設定を行う必要があるということで、国の一般事務職と比較して給与水準が高くなっています。

23 年度の取り組みとして、国の出向者に代えて若手職員を採用することにより、22 年度比で 0.9 ポイント減少させておりますが、23 年度の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）は 113.8 となり、23 年度計画は 110 と掲げておりますので、3.8 ポイント上回ったこととなります。

しかしながら、中期計画におきまして、センターとしても 27 年度までに 110 以下に引き下げるとしていることから、途中年度である 23 年度計画は努力目標であったとすれば、23 年度おおむね 1 ポイント減少したこと、さらに 24 年度においても、この調書にも書いておりますが、1 ポイントの削減を見込んでいることを考慮いたしますと、23 年度計画は達成できていないものの、第三期中期初年度の取り組みとしては、一步一步着実な対応はできているものと判断しまして、事前評価においても多数 A 評定をいただいておりますので、A 評定としたいというところでございます。

なお、参考 7 の「独立行政法人海上災害防止センターの役職員の報酬・給与等について」というものを参考資料につけておりますが、これは毎年度給与水準について公表するもの

でございます。国交省のホームページや海上災害防止センターのホームページ上でも公開されておりまして、国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由や、給与水準の適切性の検証、今後講ずる措置、主務大臣の検証結果等が記載されているものですので、御紹介しておきます。

また調書に戻っていただきたいと思います。総人件費につきましては、平成17年度比で6%に相当する額を削減するというのが計画でございます。これについては、役員報酬の減額、職員俸給表の引き下げ等既に措置している人件費削減のための施策を継続するとともに、国からの出向者にかわる職員の補充として若手職員を採用したことなどにより、平成23年度の人件費は2億5268万7000円となり、平成17年度の3億1051万6000円に對しまして、5782万9000円と、18.6%に相当する額を削減しております。

18.6%の削減を達成しておりますが、昨年度までに既に11.5%まで削減を達成していること、23年度の削減額については、国からの出向者にかわる補充や民間からの出向者の交代に空白期間があったとセンターから聞いております。その分の人件費がかかっていないことを踏まえると、一部S評価をいただいたところでございますが、23年度の取り組みについては着実であったものとして、Aとしたいというところでございます。

次に③の事業費でございます。資料は4ページでございます。5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう努めるというものでございます。簡単に言いますと、黒字にしましょうということでございますが、これについては、平成23年度は経常収益25億717万8000円、経常費用23億6313万3000円により、経常収支率106.1%となっております。順調に事業が運営されたということで、全委員の評価に従いまして、評定をAとしております。

続いて、④の契約でございます。契約については、センターが策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。また、監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける、というものが計画でございます。

センターとして、少額随意契約を除く全ての契約について、詳細かつ厳格に審査を行い、競争性、透明性の確保等を図るため、全ての公告をホームページに掲載し、契約情報提供の充実を図るなど、平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを行い、平成20年度に46件であった随意契約が22件まで引き下げ計画を達成しております。

また、より一層の透明かつ公平な契約手続の確保を図るため、監事及び外部有識者等によって構成される「契約監視委員会」を年度末に開催し、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となって契約に関して、点検を受けることとしておりますが、平成23年度に係る契約についても、点検を受けた結果、特段の指摘はないということでした。

なお、HNS事業の拡大や東日本大震災による業務の増加がありました。これらの結果についても、契約監視委員会に諮り、特段の指摘は受けていないということですので、全体として着実な取り組みができていますということで、これについても全委員の評価に従い、評定をAとしたいと考えております。

次に(3) 関係機関との連携強化についてです。①として訓練の関係でございますが、計画どおり、大阪・泉北、横須賀、大分、徳山下松、岩国の5地区の海上防災訓練に参加し、油回収装置等を使用した防除訓練を実施しまして、関係機関等との連携強化を図る取り組みを着実に実施できているということで、全委員の評価に従いまして、A。

②として、排出油等防除協議会からの依頼によりまして、計20回にわたって講演会を行いました。海上防災に関する知識等の普及に努める取り組みが着実に行われているということで、これについても全委員の評価に従いまして、Aと評定しているところでございます。

以上が、1. の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置についてでございます。

○分科会長 どうもありがとうございます。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置というところにつきまして、まとめて試案の評価の説明をしていただきました。委員の皆様の方から御意見をいただきたいと思っております。あるいは質問でも結構でございます。

○委員 給与水準のところですが、私がBをつけたんだと思います。中期目標を拝見すると、確かに27年度までに110以下に引き下げると書かれているんですが、なぜか23年度計画にも、「27年度までに」が飛んでしまって、110以下にすると書かれているものですか。こういうふうに年度目標にされたということは、1年でできると判断されたと考えるというふうに考えました。目標をこのように設定された以上は、達成できなかったのであれば、特種な技能を持っておられるとか理由があることは重々理解していますし、民間法人化を控えてこういうルールに縛られる必要がないということも十分に理解しているんですけども、でも、形式上というんでしょうか、こういうふうに年度計画を立てられた以

上は、年度計画が間違っていましたと今から言うわけにはいかないので、達成できなかったというふうには言わざるを得ないのではないかとこの点が1つです。

もう一つは質問ですけれども、随契のところ、資料3の5ページになるかと思います。先ほどの理事長の御説明でも、随契が20年度の46件に対しては、目標を2件上回って達成したんだけど、それとは別の形で30件、随契が新規でふえたことの意味というんでしょうか、随契が必ず悪いというわけではなくて、随意契約でないといけない契約はもちろんあると思いますが、この資料から拝見する限りだと、震災による一般競争入札なんかしている暇はないというところで、随契が一時的にふえざるを得ない事情があったんだということであれば、そのあたりの説明を少し加えていただくと一般の人々にもわかりやすいのではないかと思います。

以上です。

○分科会長 ありがとうございます。特段の指摘は受けていないと、そういう突き放した言い方ではなく、多少一般向けに説明を書いたらどうかと。

○事務局 契約に関しては、丁寧に記載し直したいと思います。緊急性といったところをもう少しわかりやすく、ここの中に入れ込みたいと思います。

○委員 議論の仕方によっては、こっちで減らしておいてこっちで増やしてというふうにとられてしまう可能性があるのではないかと思います。

○分科会長 どうぞ。

○委員 会計法の中に、「緊急性のある場合は」という文言がありますよね。だから、そこを根拠にして、これだけ随契が増えたんだと。

○事務局 わかりました。その書きぶりも参考にしたいと思います。

○分科会長 ありがとうございます。専門的にもキーワードを押さえておかないといけませんので、御指摘を今後生かすように努めていきたいと思います。

もう一つは意見であります。この書きぶりが、110以下になるように取り組むですから、達成するとは言っていないんですが、予定としては110以下に今年度するというのは、ある意味では間違いですね。先生の御指摘のとおりですね。Bとつけられたのは、そういう理由ですね。

○委員 そうです。これは一般に出すわけですね。例えば上のほうのSを1つつけたのも私なんですけど、非常に高く、例えば一般管理費が目標の11.5倍を達成しているんだけど、これは支所の廃止に伴うもので、特段の努力の結果ではないので、Aにしたというふ

うに書いてくださると、一般の人たち、どのぐらいの方がこれを読まれるかわかりませんが、読まれたときに。

○分科会長 評定理由は変えることはできますね。

○事務局 できます。これは試案でございますので、今のところも踏まえまして、丁寧に書きたいと思います。

○委員 そうでないといわれれば、一体この委員は何を評価しているんだということになりかねないと思うんです。ですから、ちゃんと説明責任のためにやっているということだと思っておりますので、どなたが読まれても、なるほどというふうに書かれていないと。

○分科会長 事務局が説明されたのは非常にわかりやすく、この人員の入れ替えのタイムラグによってこのような現象が特別、一時的に起こったものであるという説明があればと思います。説明はわかりやすかったと思います。

○事務局 わかりました。

○分科会長 ありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。

○委員 今話された先生とやや逆の方向の意見なので恐縮でございますが、まず随意契約でございます。資料2-1という分厚い報告書の中の資料4です。資料編の9ページ目から10ページ目に平成23年度随意契約の状況という細かな表がございます。これを拝見した限りでは、震災による緊急対応でというのが、私どれなのかわからないんです。むしろ新規の随意契約と出ているものの大半はHNS業務関係なんですね。

私の想像するのには、HNS業務は数年前から始めたところなので、まだまだ競争入札に応じてくるだけの業者が育っていない。むしろ新規の業者を育成している段階であるということだとすると、合理性がないわけではないのですが、先ほどの御説明なども含めて震災ということを強調しておられるのですが、それは必ずしも実態に合っていないのではないかと思います。複数業者がないような状況であるとすれば、そういう状況なんだということをご正直に記載すべきであり、それは別に悪いことではありません。

随意契約については、そういうことでございます。

○事務局 今の震災対応というのは数は少ないのですが、ここで言うと47あたりが該当するところがございます。

○委員 わかりました。

○分科会長 ありがとうございます。もう一つ何か。



○委員 もう一つは給与水準のことでございます。ここの書きぶりが110以下となるように取り組むというので、ベストエフォートというか、努力するという趣旨でお書きになったのかなと私は読んだのです。逆に年度目標を書くときに、必ず達成するのではない、努力しますということをどう書くんだろうと考えますと、私は法律家としては多分こう書くだろうと思うんです。必要があれば真意を確認すればいいのですけれども、この年度目標の理解の仕方自体は、私は110を達成するという意味ではないと理解しているということでございます。

○分科会長 好意的に見れば、今おっしゃったとおりなんですよ。ですが、やはり丁寧に計画自体は説明しておいたほうがいいと思います。専門家ばかりが見るわけではありませんか、そういう老婆心を含めたものを。

○委員 これは今の時点で、27年度までにはできないんですか。

○分科会長 目標は変えられないです。

○委員 行政学のほうから言うと、こういう数値目標を書くということで、年度ごとにブレークダウンして書いていくのが最近の流れになっているものですから、そういう意味で言うと、こういうふうに数字が出てしまっていると、少なくとも年度初めには、1年間で達成すると思われたのかなというふうにも読めますね。

○事務局 110以下という数字が出ますと、どうしても目がそこに行きますし、なるように取り組むというところに注目すると、これは努力ということになるんですが、どうしても数字も出てしまっているものですから、そのところを丁寧に文言も添えて書き込んでいきたいと思います。評価としてはAという評価をいただいたにしても、説明の中でそこら辺は丁寧に書いていきたいと思っております。

○分科会長 そうですね、評定理由あたりのところで少し。

それ以外のところでございますでしょうか。

○委員 人件費の削減ということで、いろいろな取り組みをされるというのは一般的にはわかる話なんですけれども、この理由の欄のところで、国からの出向者にかわる職員の補充として若手職員を採用したことなどによりと。要は給与の高い人から給与の低い若手にかえたことで、削減しましたよということを書いてあるんですが、センターの職員の高い専門性と社会がセンターに期待するところから考えると、極めて安直な方法に見えてしまうんです。必ずしもそれがセンターの本心ではないと思いますから、あえてこういうことを書く必要があるのかなと感じたところです。

○分科会長 どうぞ。

○事務局 センターのほうも、22年度で即戦力として中途者を採用、一方、今後民間法人化するので若手を育てていかないといけないところも認識しております。ここについてはそういった取り組みとして、今後も経験者を採用する一方、そういう若手職員も採用するというふうに聞いております。ここについてはセンターのほうから、今後そういう年齢の平準化とかそういった人も育成していかないといけないんだという趣旨で、とは聞いております。

○委員 書いているところが、人件費の抑制という項目に入っていますので、事業の継続性とか職員の経験の平準化という話とは違うので、短絡して何でもありみたいに見えてしまうので、違うのではないかと思った次第でございます。

○分科会長 もう少し丁寧な説明が必要になってまいりますね。難しいですね。両方にらみで書かなければいけない。

○委員 私自身は人件費の削減というのは必ずしも、センターの現状において最も優先課題として置くべきこととは思っておりませんで、どちらかというとき現時点で収益が上がっている間に、職員を抱えてきちっとした教育して訓練して備えるべきフェーズだろうなと思っております。やみくもに数値目標を上げて、それで達成した達成していないというところで評価されるのは実のところいかなものかなと思います。人件費を抑制していく、一般管理費を抑制していく手法として、センターが今とるべき方法とは見えないと思います。

○分科会長 ですから、このあたりは人事の入れ替え等のタイムラグもここに入っているわけでしょう。人件費は違いますか。このあたりは知恵を絞りまして、書き直して。今日は文章にできませんけれども、後日きっちりと呼び上げることにはさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは、特に追加の御意見がないようでございますので、今申し上げましたように必要な修正をさせていただきまして、文章を完成させていただく。そのあたりは私と事務局に一任していただければありがたいです。

続きまして、2. の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置の項目のほうに移ります。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、2. について御説明します。

(1) 海上防災措置業務。①海上防災措置業務の適時・適確な実施というところでございます。ここに書いておりますとおり、船舶所有者等からの委託の基づき、2件の事案に出動し、排水油等の防除措置を適時・適確に実施しております。また、計画のほうに、職員の新規採用に係る公募を行うなど、新組織移行後に備えた体制整備を推進するというところでございまして、防災部職員2名を増員している。うち1名は、先ほど御説明しました鹿児島支所廃止に伴う振り替えということで、HNS防除体制の整備を実施しているところでございます。

①に書いております「JX日鉱日石エネルギー」の排出油防除措置に関しては、東日本大震災の発災後間もなく、未だ強い余震が発生し、津波が再び襲う危険性が非常にあった中で、避難場所の確保等安全対策を確保しつつ防除措置活動をし、タンカーの棧橋等の港湾機能を復旧し、燃料給油活動を可能にしたということでございます。

また、この件で仙台塩釜港は、原因不明の油も流出しておりまして、港湾管理者など復旧に苦慮していた関係自治体や近隣事業所に対しても、油防除に関してセンターのほうで指導・助言を行った。その結果、被災地域の経済活動・日常生活の維持に大きく貢献したということで、本活動をすぐれた実績とする委員の評価が多数占められておりますので、評定をSとしたところでございます。

次に、②HNS防除体制の充実強化でございまして。これはアからエまででございます。まず、アの契約防災措置実施者に対する訓練でございまして。これはセンターの手足となってもらう契約防災措置実施者に対し、知識・技能の向上を図るための研修を計画どおり実施したということでございまして、A評価が多数を占めているということで、Aという評定をしております。

次に、イのHNS防除資機材の整備でございまして。米国メキシコ湾の大規模原油流出事故の教訓を踏まえまして、センターのほうで、耐火オイルフェンスや海岸清掃用自走式ピーチクリーナー等を整備してございます。そしてHNS火災対応能力の強化のため、泡消火剤等を整備しているということで、着実に整備を実施している全委員の評価に従いまして、Aと評定しております。

次に、ウのHNS防除に関するサービスの提供でございまして。HNSタンカー所有者との契約に基づいて、23年度、HNS資機材要員配備証明書を1946件発行し、センターの保有資機材及び要員の提供をするサービスを着実に実施しておりますので、全委員の評価に従いまして、Aと評価しております。

最後のエでございますが、石油コンビナート地区における防災業務に関する取り組みの推進についてです。平成 21 年度及び 22 年度において、沿岸部の石油・化学企業の防災意識及び防災体制を向上するものとして、すぐれた事業であると高く評価を受けて、S と評定されているものでございます。

23 年度においても、HNS 資機材や要員の配備による即応体制を確保、地区緊急時計面の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービスを行い、新たに 24 事業所と契約を締結したということで、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っております。

参加企業は、24 事業所が増加しているということでございますが、これについては、サービスの内容について企業側から高く評価を受けているあらわれであって、センターの本取り組みはこれまでどおりすぐれたものであるという評価をいたしまして、また多数 S という評定もいただいておりますので、今年度においても S と考えております。

次に、(2) 機材業務でございます。これにつきましてはセンターが整備しております全国 33 基地のオイルフェンス等の防除資機材の配備基地と、あと 10 基地の油回収装置等が配備されている基地がございますが、これらの資機材の維持管理、それから資機材の運用訓練を行うものでございます。理事長からも説明がございましたが、東日本大震災の影響で、久慈基地についてはまだ資機材を再配備しておりません。これについては御説明があったとおり、当面国家石油備蓄基地が稼動しないということで、見合わせている状況でございます。久慈基地を除くものについては、計画どおり点検、訓練を実施しました。これはセンターの責めを負うようなところでもございませんので、着実に取り組んでいるという多数の評価に従いまして、A としたいと思っております。

続きまして、(3) 海上防災訓練業務でございます。これについても計画どおり実施しておるということで、全委員の評価に従いまして、評定は A としております。

次に、(4) 調査研究等業務についてです。①の海上防災体制強化に資する調査研究の実施、及び②の成果の普及・啓発でございます。これについては新たに取り込んだものもありますが、計画どおり調査研究を実施したということでございます。

また、普及・啓発活動については、従前どおり日本財団助成事業による調査研究の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へリンクを張るなど、成果の普及・啓発を図っているものでございます。日本財団でのアクセスランキングはかなりの上位にあるということでござい

ますが、ランキングは例年並み、23年度特別なことは行っていないということでしたので、一部高い評価はいただきましたが、評定をAとしたいと思っております。

最後に、(5) 国際協力推進業務についてです。外国人研修を実施し、海上防災に関する知識・技能を移転するものでございます。これについても計画どおり研修を実施したということございまして、全委員の評価もAということございましたので、Aとしているところでございます。

以上が、2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置の説明でございました。

○分科会長 どうもありがとうございました。

S、Aという形で議論の評価の分布が行われておりますが、Aについては特に御意見を出していただいておりますので、基本的にはAが1人でありましても、それをSと評価するような形にしております。逆にSが1人である場合も、多数のAの人の意見を尊重しまして、その多数意見に従うという形にしております。

ただ、Bの方がおられることに関して、特別な説明がセンターなどから必要であると感じておりましたが、それなりの説明はされたと思います。ただし、修正してもう少し丁寧に、津波被害を受けた久慈基地の現状は、石油備蓄基地としてどうのこうのという説明を入れておかないと一般の方にもわかりませんし、Bをつけられた方にも非常に失礼なことになってしまうかもしれない。

以上ちょっと補っておきます。それでは御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 久慈基地についてBをつけたのはまた私なんですけれども、それは久慈基地が復旧しない、除くというだけの情報しかなかったものですから、なぜ久慈基地だけが除かれているのか、1年以上たっているのになぜ復旧させないのかということで、質問事項をつけて提出しましたらそういう情報をいただいたので、本来、Aに変えますと私のほうから連絡すべきだったと思います。それを今の段階では納得しております。ただ、今委員長がおっしゃったように、久慈基地が復旧せずと書かれるよりか、御説明にありましたように久慈基地が現時点で必要がないということを書かれて御説明のようなことを書かれると、Aがついていることがより納得できるのかなと思いました。

○分科会長 ありがとうございます。それはそういうように少し修正いたしまして、文章をつくりたいと思います。

○委員 私ばかり言って申しわけないんですが、もう1点、海上防災措置業務の適時・適確な実施についてというので、私の記憶ミスの可能性もあるんですが、私が書いた意見がここには載っていないような気がします。

○分科会長 どこですか。

○委員 資料3の7ページの2の(1)です。取りまとめ結果の一番おもての。

○分科会長 2の(1)海上防災措置業務のところは、S×6とA×1となっていますね。

○委員 そうですね。記憶がはっきりしないんですが、Aとつけたような気がするんです。それで意見をつけた。

○事務局 先生からの意見の記載はありませんでした。

○委員 書いてませんでしたか。すみません、添付ファイルのつくり方でミスしたんだと思います。最後に書いておられるどなたかの先生の2ページ目の、独占なのでということと少し近いんですが、私が書いたつもりだったのは、災害の際に海上防災措置を行うときは、常に危機的な状況というか危険な状況なので、どこまでをAと言って。業務自体が非常に危険を伴う業務であるということなので、非常に危険なところをうまくやりましたと言われても、それが仕事なのではないかということもあって、どこまでが予定している危険な状態であって、どこからが特段頑張った、予想外の危険な状態を乗り越えて業務を遂行したと言えるのか、その線引きが難しいと書いたつもりだったんです。

○分科会長 それが載ってなかったんですね。評価はどうだったんですか。評価はBにしていたつもりだったんですか。

○委員 いや、AだったかSだったか覚えてないんですが。

○事務局 そういう質問であれば、私のほうから先生のほうに御説明できたと思います。

○分科会長 これは私も事前にいろいろと拝見いたしまして、非常に危険な状態というのは、今だから何も起こらなかったから何ともなかったのだろうというのではやはり評価できないだろう。その当時のこの状況というのは、まだ津波が起こるかもわからない。大震災がさらに発生するかもしれない。そういう中での業務であったというのが1つ。もう一つは、タンカーが港に入ったときに、油が浮いていたら実際には入れないんだと。

○委員 知らなかったなので、そのことはぜひ書いていただきたいと思います。

○分科会長 この湾の油のことは、センターの本来の業務ではないんですね。

○委員 そうなんですか。

○分科会長 そうなんです。それを自治体のほうから依頼されて、どういうふうにしてそ

れを除去するののかという、そちらのほうにボランティアで参加されて、その除去を促進された。

○委員 そういうふうにこの説明では読めない感じがするんですが、そうでもないですか。業務外のことまでされたと書いてありましたか。

○分科会長 何か私は見ましたけどね。

○事務局 センター自己評価調書の中で、自治体と事業所が対応に苦慮していたので、その場に招かれて指導・助言を行ったということが書かれておりました。

○委員 でも、業務なのかなと思っていたので、業務を順調に達成したらAなんじゃないか。

○事務局 この契約に基づかないところもやっているというところと、あと危険性のところなんですけれども、確かに自然相手ですので危険を伴いますけれども、今回については余震による津波の発生の可能性が高かったというところで、海上保安庁としても余震に備えるために安全対策を講ずることもやっていたので、通常とは違う危険がここには存在していたというところでございます。

○委員 わかりました。業務外であったということがわかるように書いてくださると、よりいいかなと思います。

以上です。

○分科会長 どうもありがとうございました。そこは何らかの形で触れておく必要があるかと思います。自治体からの依頼のところですね。自治体とは別に契約を結んでおられないですね。

○委員 結果取りまとめというのを実際私は評価しながら、仮にこういう事象が、要するに有事というかそういう事象が起きなかったら、何の評価になるんだろうかと思うんです。どなたかが書いていますが、平時においてS評価が出るような役割というのは、もともと何なんだろうか。そこをしっかりとっておかないと、仮に何もなくてAですよという話になると、これは非常に評価がしにくいことにならないかなという感じが実はしていました。

○分科会長 御指摘の点はこういうことですね、こういうふうなものがあって、評価の対象があったからこれは評価できた。評価の対象がゼロであれば、これはどう評価するのか、ちょっと考えないといけないですね。

○委員 今回の場合でも、仮に東ソーだけだったらどうするのかと思って。

○委員 今の先生の御質問に答える立場にはないんですが、そもそも防災というものにつ

いて、何かが起こらなければ、まさにおっしゃるようにパフォーマンスとしては得られないんですけども、逆に言いますと、常日頃きちっとした防災の体制を維持しておかなければ、そういうものが起こったときに対処できないわけです。だから、今のお答えになるかどうかわかりませんが、もしA評価がどのレベルかとする、今想定される大規模な油流出に対応できる体制を維持していることがおそらくAなんであって、何か起こったときに対応すれば、基本的にもうSの世界に入るというぐらいのものであろうと私は思っております。

○分科会長 そうするとこの事故が起こったということで、その体制がどこまでかというテストをしなくても、何か別のところで総合的に見て、これはしっかりした備えができていたという評価をして。

○委員 ほかの項目にもあったと思いますけれども、例えば契約防除業者の訓練をこういうふうにやっていました。資機材を今年度はこれぐらい購入して配置しました。機材はこういう形で維持しています。これがセンターとしての標準の業務かと思えます。

○分科会長 備えあれば憂いなしの、備えができていたということでもって。

○委員 我々がセンターに一番期待しているところは、まさにそこにあります。

○分科会長 そういうことですね。出勤がなかったのは非常によかったということでしょうね。

どうぞ。

○委員 もう一つ言わせていただきますと、こういった油の被害が出ますと非常にクレームが出るんです。あまりこの請求が出てなかったような気がします。したがって、これは非常に手際よい対応であったと、S評価ではないかと私は思いました。

○分科会長 昨年のS Sの評価もすごかったですし、これも大したものですね。

○委員 それから、ちょっと書きぶりで気になったんですが、J Xさんと東ソーさんは陸上の施設からの流出ですね。それなのに、船舶所有者の委託に基づきと書いてあるんですね。

○委員 船舶所有者等ではないんですか。

○委員 等ですけど、等と書いてあってぼやけていますが、これはあくまでも陸上からの委託ですね。

○委員 海上災害に関する法律の中の文言だろうと思います。船舶所有者等の依頼に基づく。



○分科会長 そういう法律文言とか、それがそのまま来たということですか。

○委員 それで持ってきたということですか。

○分科会長 それに基づいて出動したという。

○委員 そのタンカーからの事故がなければ、もうそれでいいんですけども、ただ書きぶりで何か誤解してしまうような。

○事務局 これは陸上ですから、例えばですけども、原因者等とかそういうような書き方もあり得ると思いますので、後で検討させていただきたいと思います。あるいは会長と相談させていただければと思います。そのとおりだと思います。

○委員 よろしくをお願いします。

○分科会長 ブラッシュアップされて、ますますよくなってきますよ。

○委員 今の点ですけども、結局、法律用語に基づいて説明しているわけですね。要するに仙台市とか塩釜港当局というのは、船舶所有者等ではない。したがって2号業務に当たらない。ということは、海防法が頭に入っている人にはわかるんですけども、海防法を知らない方に、どこまでそれをこの報告書の中で説明するかという問題が、実は報告書のスタンスの問題としてあるわけですね。それは報告書の中で書くのか、別のところに書いてあって報告書にリファースするのか、いやそういうことがわかっている人が読むという前提で報告書を書くのか、このあたりはスタンスの問題ですので、私はどれでなければいけないと思っていませんが、いずれにしても、お決めいただいて整理していただければと思います。

○分科会長 専門の方にわかるとともに、一般の方にもわかるように書かなければいけませんので、そのあたりをどう表現するかですね。ありがとうございました。

○委員 先ほどの委員が、有事の際に評価基準があるかないかということで、実はあると思います。15年前にナホトカ号の流出事故が起きたんですけど、あのときははっきり言って、成す術がなかったですね。全部ひしゃくとバケツだけで。結局は日本海全域に油が漂着して、ボランティア、あと地元の漁民がお亡くなりになるような。たかだか流れたのが、沖合で3000トンですか。冬の日本海が一番荒れる時期だったのもあれなんですけど、失礼ですが、海保さんもセンターさんも本当に、数カ月指をなめているというような状態で。あれはもう有事の際のCかDかEですね。半年後に起こった東京湾のど真ん中のダイヤモンドグレースなんかもっと最悪で、中の瀬航路に船が突っ込んで、しかもパイロットも乗っている。漏れた量はたかだか1500立米ですから大したことないんですけど、あれも全部散

っちゃって。あのときもひしゃくとバケツが主戦力ですから、あれもEですよ。ですから、あの2つの基準が有事の際の最悪の評価として見ていったときに、今回の一連のセンターさんの御努力とその成果は、やはりSを優に上回るものだと評価できます。書くか書かないかは別なんですけど、何もないときにどう評価するかというのが、完全にゼロではないんです。歴史的に事例を探ってみるとよろしいかと思います。

○分科会長 後、他にございますか。

では、残りのところに移りたいと思います。

○事務局 それでは、残りの部分について3.以降の御説明をしたいと思います。ページ数では13ページから最後までに至るところです。

まず、3. 予算、収支計画及び資金計画についてでございます。(1)から(4)まで1つの評価項目としております。(1) 自立的な運営を図るための自己収入確保です。年度計画で掲げた業務を実施して、黒字ということで自己収入を確保したということでございます。

(2)から(4)の計画についても、計画どおりに実施したということでございまして、これも全員の評価に従いまして、評定をAとしているところでございます。

4. 短期借入金の限度額から、6. の剰余金の使途のところについては、該当はございません。

次に、7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項でございます。(1) 施設・整備に関する計画でございます。横須賀訓練所研修棟の屋上等防水工事のほか、資機材等保管倉庫の施設整備の実施、訓練船の修理等を実施したということでございますので、これも全員の評価に従いまして、評定をAとしているところでございます。

(2) 人事に関する計画についてです。①の方針として、センターの業務を確実に実施するために、新任職員を対象とした研修・訓練を実施する。それから、出向者の派遣を受けて、これら職員の能力に応じた部門に配置しまして、業務を確実に、効率的に行っているということでございますので、全員の評価どおり、評定をAとしているところでございます。

②の人事計画でございます。HNS業務に適確に対応するため、1名の増員を行うということでございます。計画どおり、1名の職員を増員しているもので、これも全委員の評価に従いまして、評定はAとしているところでございます。

次、(3)の保有資産の見直しについてです。保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲で有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うものとしてお

ります。これは各独法においても同じような計画目標がございます。センターにつきましては、実物資産として訓練施設、消防船、排水油等防除資機材等を保有しておりますが、これらの業務を実施する上で必要不可欠なものでございます。全て有効活用されております、実物資産を使用する業務の実績が著しく低下したのもございませぬし、滅損等のものも認められないということでございます。

また、金融資産につきましては、基金等を有しておりますが、それもそれぞれの保有目的に従いまして、適正に運用・管理しているということでございますので、評定については、皆様の意見と一致しておりますAということにしております。

次、(4) 内部統制の充実・強化についてでございます。内部統制については、法人のミッションについて職員に周知徹底に努めるとともに、理事会の適正運営を図るなど法人の長のマネジメント機能に係る体制の強化を図るというものでございます。

定期的な理事会の開催及び理事長と職員との意思疎通を図り、法人ミッションについて役職員への周知徹底を図っているということでございます。

また、監事監査にあわせて、防災部の業務運営に関して、巨大災害発生時における業務への影響等想定されるリスク等について、現在の体制、規定の整備状況等と照らしてリスク評価を行ったということでございます。

また、前年度の監事からの指摘事項を受けまして、理事長のイニシアティブのもと、東日本大震災を踏まえた業務継続計画（BCP）策定に向けた検討を進めたということでございます。この計画につきましては、24年6月に策定しまして、昨年度はその検討を進めたということでございます。これらを通じて内部統制の充実強化に取り組んでおりますので、着実に実施していると評価しまして、全委員の評価どおりAとしているところでございます。

最後、(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の30第1項に規定する積立金の使途についてでございます。この積立金の使途については、各独法横並びの記載事項でございます。42条の30第1項に言う積立金というのは、第三期中期目標期間に使途を明らかにして行ういわゆる繰越積立金というものでございます。本来であれば、これを使用する場合に計画を立てるというところでございますが、これについては第二期中期目標期間終了時において、使途を限定するものではなくて、積立金と整理するというところでございましたので、計画はされていないということでございます。したがって、評価は「－」としているところでございます。

以上が残りの部分でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。

3番目のくくりの残りの部分について、委員の評価とその説明をしていただきました。これについて御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

全員、Aですね。評価をいただきました事前評価の段階では、全員一致でAということになっております。

それでは、御意見がないようでございますので、この項については原案どおりとさせていただきます。

以上で、項目ごとの評価が終了いたしました。

続きまして、20ないし21ページの総合的な評価に移りたいと思います。以上を踏まえて、評価の分布等はどのようになりましたでしょうか。

○事務局 評価の分布ですけれども、評価項目数は全部で25項目ありますが、評価Sが2個、評価Aが23個となります。したがって、一番最後の総合評価でございますが、最頻値の評価の「A」を総合評価にしたいというのが、最後の取りまとめの案でございます。

○分科会長 今事務局のほうから報告がありましたように、25項目中評価Aが23項目で最頻値でありました。ということで、総合評価を「A」とするということがいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、センターの23年度業務実績に関する総合評価については、「A」ということにいたします。その旨を国土交通省独立行政法人評価委員会の委員長あて、報告したいと思っております。

なお、20ページ下半分以降に総合評価として記述式の意見欄がございますが、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、総合評価の記述の部分について御説明したいと思います。

総合評価の法人の業務の実績という欄がございます。これについては、Sの評価について掲載したいと思っております。先ほどの審議にありまして、これらについて若干修正する必要がありますので、この件につきましては、事務局と分科会長のほうで御相談しながら記載ぶりは考えたいと思っております。

それから、課題・改善点、業務運営に対する意見等の欄につきましては、1つは給与水準に関することを記載しております。大臣の検証から、国民の理解と納得が得られるよう

に取り組むことと言われておりますので、そういった観点から、この辺の説明を国民向けにしたいということでございます。

それから、もう一つは契約に関することでございます。この点も非常に注目されているところでございますので、今後も契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めるという意見を付しておきたいと考えております。

その他の欄でございます。その他の欄には、独立行政法人の業務実績に関する評価の視点及び平成 23 年度業務実績評価の具体的取り組みについての留意事項から言及しておきたい事項として、財産の状況、保有資産の管理運用等、内部統制、役職員のイニシアティブに関することについて言及しております。

ここと関連するものでございますが、資料 4 をごらんください。横長の 3 段表になっております。これらの項目について、どのように対応しているかというものでございます。これについては、「該当なし」や「－」を引いているところがあります。センターに該当ない部分については「該当なし」としておりまして、既に評価調書で読み取れるものについては「－」にしてございます。

それでは、これについて簡単に御説明したいと思えます。1 の政府方針等については、該当はございません。23 年度において取り組むこととされている事項はございませんが、この事務事業の見直しにおいて、24 年度以降に民間主体に移行することとされているわけですが、これについては、今国会に法案を提出していますので、参考に記述しております。

財務状況につきまして、当期総利益に対して法人の取り組みが問題なかったかというものでございますが、実績として計画どおり 1.5 億円の利益を確保しているということで、適正な業務運営によるものと認められると評価しております。

利益剰余金につきましては、年度総利益全てを利益剰余金として整理しているため、その合計額は 30 億円となっている。このうち 21.6 億円は認可法人時代に積み立てたものがあります。評価としても、センターは運営費交付金を受けることなく、自立的運営を行っており、適正な範囲のものであることを評価しております。

1 枚めぐりまして、3 の保有資産の管理・運用等でございます。(1) 保有資産全般の見直し、アの実物資産のところで、職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」で示された方針等を踏まえた見直しについて、どうしているかということでございます。既に国家公務員の宿舎の見直しと同様に、独立行政法人の宿舎についても見直すようという方針がございまして、実際に独法が所有する宿舎だけに限らず、借り上げ宿舎も

対象となっております。センターについても4戸借り上げ宿舎がございますが、緊急参集の場合はそれは認められるということでございますので、その旨を説明しており、事務局とやりとりしているもので、調整中と記載しております。

それから、(2) 資産の運用・管理についてでございます。アの実物資産。実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取り組みについては、保有施設の活用に当たっては、年度計画に基づき計画的に運用されており、自己収入の向上のため、一定の稼働率が確保されております。

イの金融資産、a) 資金の運用につきましても、「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」を策定し、委託先の選定等に関する規定を設けて、適切にやっております。

次ページについても、同じようなことでございます。

その次のページの(2)のその他。法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性云々でございます。社会情勢の変化等を踏まえて、全ての法定外福利厚生費に関して、廃止・停止措置を行っております。

5の契約でございます。(1) 契約に係る規程類、体制。契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等でございます。実績として、独立行政法人海上災害防止センター会計規程、契約事務取扱細則等で契約に関する規定を定めるとともに必要に応じ改正を行い、契約の競争性、透明性を確保するように努めております。

契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等についてでございます。監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」において競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検を受けるとともに、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会においても必要な契約について事前審査を行っております。

最後になりますが、(3) 個々の契約。個々の契約の競争性・透明性の確保ということで、少額随意契約を除く全ての契約について、総務部経理課及び総務課が詳細かつ厳格に審査を行い、1件ごとに、競争性、透明性の確保等を図るために必要な措置を講じている。法人の取り組みは適切であると認められるとしております。

以上でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま総合評価、委員の皆様のいろいろな御意見をまとめまして、S評価のものは実

績として上のほうに。その他御指摘の問題点等を別途の2つのグループに分けております。それと具体的取り組みについて別紙がございますが、それについての説明もしていただきました。

これにつきまして、まず総合評価のところ、内容等の書き方についてはいろいろと御示唆をいただきました。それを生かすように修正等を図りたいと思っております。それ以外について何か重要な項目が抜けていることがございましたら、御指摘いただければと思います。あるいは、今の段階で何かお気づきの点がございましたら、御意見をいただければと思います。

まず、総合評価についていかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、全般的な表現につきましては、事務局といろいろと相談させていただきまして、間違いのないように対応させていただきたいと思っております。先ほども途中で、一任ということを取り付けさせていただいたんですが、事務局と私のほうで対応させていただいてよろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

別紙につきましては、特にございませんか。

どうもありがとうございます。

それでは、以上で実績評価についての審議を終了いたしました。特に何か問題が今後起こるようでありましたら、その時点で委員の皆様へ御連絡を差し上げまして御相談をすることにしたいと思っております。何もなければ、スムーズに進んでいるとお受けとめいただきたいと思っております。

### ③役員退職金に係る業績勘案率について

○分科会長 それでは最後の議題でございますが、③役員退職金に係る業績勘案率についてというのが1つございます。資料5でございます。事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 役員退職金に係る業績勘案率についての説明を行います。参考5をお開きください。国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についてでございます。

簡単に御説明しますと、これは独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金に

ついて、平成 15 年 12 月 19 日閣議決定に基づき、そういった役員は業績勘案率を評価委員会が決定するとなったものでございます。

基本的な考え方として、役員の退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的な考え方を踏まえ、1.0 を基本として評価委員会が決定するというところでございます。その構成ですが、その勘案率については、法人としての実績と個人としての実績の 2 つのものを足した結果を勘案率とするものでございます。

○分科会長 ありがとうございます。

センターの理事長から審議の依頼が来ている件でございますが、案としては、この方の法人の業績は 1.0、個人業績は 0.0 というように評価しようというのが原案でございます。これは特段の違いがあるわけではなくて、通常の評価でございます。お認めいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上で予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、この機会に何かということがございましたら、御意見を承ります。

よろしゅうございますか。

委員の皆様から、それで結構だということでございますので、長時間にわたり御審議いただきましてお疲れさまでございました。最後まで議事の進行に御協力いただきまして、あわせて感謝いたします。ありがとうございました。

では、事務局のほうにお戻しいたします。

○事務局 分科会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましても、本日は長時間にわたりまして御審議いただきまことにありがとうございました。

以上をもちまして、第 16 回海上災害防止センター分科会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会